

ものの輸入関税及び工商統一税を免除する。

前項の免税材料・部品には、輸出製品の加工に直接使われ、生産過程で消耗された、合理的数量の輸入触媒、研磨材、燃料等を含む。

輸入材料・部品の使用は、当該企業の輸出製品の加工に限り、国内市場で売ってはならない。加工した製品を、理由があり許可を受けて国内販売に回すときには、それに消費した輸入材料・部品について規則通り納税するものとする。生産過程で生じた不良品、作業屑については、その利用価値に基づき実情に応じて減・免税する。

第5条 外商投資企業が国が定め、主管部門が認可した輸入代替品目録内の製品を生産するために輸入する必要がある材料・部品については、本弁法に準じて、税関が保税貨物として管理し、輸入の際に納税手続きを猶予することができる。当該製品が国内の需要家に供給された時、税関に使用した輸入材料・部品の輸入関税及び工商統一税を納付し、かつ規定に従って輸入手続きをとる。

国内の需要家が国外から同種製品を輸入し減免税の優遇措置を受けられる場合には、外商投資企業がその需要家に供給した前記の製品にも減免税の優遇措置を与えることができる。ただし、国の関係規定に従って、主管部門の認可を受けた減免税の証明書類を提出するものとする。

第6条 外商投資企業が関係部門の保税倉庫から購入し又はその他の企業に代理輸入を委託した材料、部品は、外商投資企業が独自に輸入したものと見なし、本弁法の関係規定に従って処理する。

第7条 加工貿易業務を営む外商投資企業は、関係契約書を持って所在地の税関（又は所管税関）で届出・登録手続きをし、かつ税関から「外商投資企業が製品輸出契約を履行するために輸入して加工・再輸出する材料・部品に関する中華人民共和国税関の登録手帳」（以下「登録手帳」という）の交付を受ける。条件のある企業は、所在地税関の認可を受ければ、加工貿易保税工場に対する税関の管理規定により、処理することができる。

前項の材料、部品の輸入及び加工完成品の輸出に際しては、外商投資企業は「登録手帳」、輸出入貨物申告書一式3通、貨物送状〈インボイス〉、包装明細書〈パッキングリスト〉等の関係証明書を持って出入国地の税関に申告するものとする。関係税関は「登録手帳」に記入し、押印したあと外商投資企業に返還する。当該企業はこれをもとに所在地税関（又は所管税関）で処理済みの手続きをとる。

第8条 外商投資企業は各輸入契約に基づき輸入した材料、部品について、関係契約の執行完了後2カ月以内に、「登録手帳」及び輸出入貨物申告書等の関係書類をもって、税関で処理済みの手続きをとる。

外商投資企業は材料、部品の輸入、貯蔵・保管、庫出し及び仕掛り並びに加工完成品の貯蔵、輸出及び国内販売等の状況について、専門の帳簿をつくり、4半期ごとに報告書を作成して、審査のため税関に送付する。生産期間の長い製品は、税関の認可を受ければ、半年に1回送付すればよい。

第9条 免税で輸入した材料・部品を加工した製品を許可を受けて国内販売に回す場合には、外商投資企業は許可を受けた日から1カ月以内に、関係税関に免税で輸入した材料、部品の関税及び工商統一税を納付する。

第10条 外商投資企業が免税で輸入した材料・部品は、特別な理由で税関の許可を受けた場合を除いて、輸入の日から1年以内に完成品に加工しかつ関係契約を履行するものとする。

第11条 輸入材料・部品を完成品に加工した後、直接輸出せず、加工貿易を行っている別の生産企業に譲渡して再加工し、組み立てる場合には、材料・部品の輸入企業は当該生産企業と共同で、双方が結んだ売買契約書又は生産加工契約書等の関係書類をもって税関で譲渡及び処理済みの手続きをとるものとする。加工貿易業務を引き継ぐこの生産企業は、本弁法の規定に従い、新しい「登録手帳」の交付を申請し、かつ本規則の関係規定を遵守し、税関の監督・管理を受けるものとする。

第12条 材料・部品の輸入後、契約の変更、譲渡、中止、破棄等の事情が発生した場合には、関係の外商投資企業は、遅滞なく税関で変更、譲渡、抹消等の手続きをとるものとする。

第13条 外商投資企業及び加工貿易業務を継承した生産企業の加工・輸出業務活動の利便をはかるため、税関は実情に応じて係官を工場に派遣して実地監督を行いかつ関係帳簿を調べるようにしてもよい。前記企業は事務の場所を提供し、必要な便宜をはからなければならない。

第14条 外商投資企業は、保税貨物として輸入した材料、部品及びその加工製品を任意に譲渡又は国内販売してはならない。関係企業に任意の譲渡、国内販売及びその他本弁法の規定に違反する違法行為があることが発見された場合には、税関は税関法及び国の関係法令、規定によって処分する。

第15条 本弁法は1986年12月1日から施行する。

4. 外商投資企業が国内産品を購入・輸出して外貨バランスを解決することに関する対外経済貿易部の弁法

(1987年1月20日公布)

第1条 外貨バランスをはかろうとする外商投資企業が、申請・認可を経て、国内産品を購入・輸出し、当該企業の外貨不足を補填するのを助けるため、國務院の関係規定に基づいて、特に本弁法を制定する。

第2条 外商投資企業は原則として、当該企業の製品輸出によって外貨バランスを達成しなければならない。一時的に困難を抱えた外商投資の生産企業は、当該企業の外貨バランスを解決するため、一定期間中、国内産品(国が規定する統一取り扱い商品を除く)の購入・輸出を申請することができる。

第3条 前条の規定に適合する外商投資企業は、国内産品を購入・輸出し、外貨バランスを解決する必要がある場合には、事前に企業所在地の省クラスの対外経済貿易部門に申請し、当年度に国内産品を購入・輸出して補填する必要がある外貨の額及び相応の人民元の額並びに購入を申請する国内産品の名称、規格及び数量、輸出経路等を説明しなければならない。

第4条 外商投資企業が認可を受けて購入・輸出する国内産品の数量は、企業の当年度の生産・経営に必要な外貨及び外資側が国外へ送金する分配利益、又は事業終了後の清算のために国外に送金する必要がある外貨を限度とする。

第5条 外商投資企業は、認可を受けて国内産品を購入・輸出して外貨バランスを解決するときには、主として企業所在地の省、自治区、直轄市で購入しなければならない。省外から仕入れる必要がある場合には、事前に産地の省クラス対外経済貿易部門の同意を得なければならない。

第6条 外商投資企業が認可を受けて購入した、外貨バランスの解決のための国内産品は、中国国外で販売しなければならない; 中国国内で転売してはならない。

第7条 外商投資企業が認可を受けて購入した、外貨バランス解決のための国内産品は、当該企業自身で輸出するか、または中国の貿易会社に輸出を委託することができる。

第8条 外商投資企業が認可を受け、国内産品を購入・輸出するほか、各省、自治区、直轄市、計画単列市(区)の人民政府も、國家輸出計画の達成を前提に、取扱権をもつ貿

易公司を通じて当該地域の産品を輸出し、これにより国の外貨留保規定に従って得た外貨のうち、所定の割合を商品供給単位に与えたあと、地元の外国為替管理部門の監督下に、残りを地方人民政府が専ら外商投資企業の外貨バランスの調整・解決に用いることができる。

第9条 第3条に定める、外商投資企業が輸出のための購入を申請した国内産品、及び第8条に定める、省、自治区、直轄市、計画単列市(区)の人民政府が輸出する産品のうち、国が輸出許可証による管理を実施している商品及び国内に輸出割当のある商品については、対外経済貿易部の認可を受けなければならない。その他の商品については、省クラスの対外経済貿易部門が認可し、対外経済貿易部に届け出る。

前記の認可部門は申請を受けた日から1月以内に回答をしなければならない。認可を受けて輸出する産品が許可証実施商品に属するときは、「外商投資企業の輸出許可証申請に関する対外経済貿易部の弁法」に従って、輸出許可証手続きをしなければならない。

第10条 本弁法は公布の日から施行する。

5. 中国人民銀行の外商投資企業の外貨担保人民元融資に関する暫定弁法

(1986年12月12日公布)

「国務院の外国投資者の投資奨励に関する規定」に基づき、外貨担保人民元融資業務を行うため、特に本弁法を定める。

第1条 担保融資の対象。中華人民共和国内に登記された合併企業、合作企業及び全額外資企業はすべて、自己保有外貨(国外から借り入れた外貨を含む)を担保として、人民元融資を申請することができる。

第2条 担保融資の用途。流動資金にも固定資産投資にも使うことができる。

第3条 担保融資の種類及び期間。担保融資を短期と中長期の2種類に分ける。短期担保融資の期間は3カ月、6カ月、1年に分ける。中長期担保融資は1年以上とし、最長5年を超えない。

第4条 担保外貨の種類。担保とする外貨は当面、米ドル、日本円、香港ドル、西ドイツ・マルク、英ポンドの5種類に限る。

第5条 担保融資業務は経済特別区を除き、中国人民銀行が中国銀行及びその他の金融機関に委託する。

第6条 担保融資の申請。申請者はまず国家外為管理局又はその分局に外貨、資金源、額を申告し、認可後、中国人民銀行指定の受託銀行で融資申請手続きをとり、融資申請書に記入するものとする。

第7条 担保融資の貸し付け。申請者は受託銀行の審査・同意を受けた後、受託銀行との間で「借入契約」を結ぶものとする。

第8条 担保融資の回収。借手は期限前に繰り上げて返済することはできない。期限到来後、借手は借入額の人民元を返済し、受託銀行は受入額の担保外貨を返還するものとする。為替相場変動の影響は受けない。期限が到来し人民元の借入金を返済できない場合には、担保外貨は中国人民銀行の所有となる。国外から借り入れた外貨を担保とした場合には、借手が当該債務関係の債権者に対し、元利支払いの義務を負う。

第9条 人民元融資額の計算。銀行が貸し付ける人民元は、担保外貨を担保提供日の国家外為管理局発表の為替相場（買い値）で換算した額を超えてはならない。

第10条 銀行が貸し付けた人民元と借手の担保外貨については、相互に利息を計算しない。

第11条 本弁法の解釈権は中国人民銀行に属する。

第12条 本弁法は公布の日から実施する。

6. 外商投資企業の輸出入許可証申請に関する対外経済貿易部の実施弁法

（1987年1月24日公布）

第1条 輸出入許可証の手続きを簡素化し、外商投資企業の業務の便宜をはかるため、「中華人民共和国中外合資経営企業法实施条例」及び「国务院の外国投資者の投資奨励に関する規定」に基づき、特に本弁法を制定する。

第2条 外商投資企業の外国投資者が現物出資として輸入する設備及び物料で、輸入許可証による管理が実施されている商品（以下「輸入許可証管理商品」という）は、当該企業の認可済み輸入設備・物料明細書をもとに、輸入許可証の交付を受ける。輸入許可証管理商品以外の商品については、税関は当該企業の認可済み輸入設備・物料明細書をもとに通関を許可する。

第3条 外商投資企業が輸出製品を生産するために輸入を必要とする（輸入許可証管理商品を含む）機械設備、生産用車両（輸送用貨車、特殊車及び貨客両用車をいう）、原材

料、燃料、KD部品、予備品、素子、フィッティングについては、輸入許可証の申請を免除し、税関が監視・管理を行い、企業設立の認可書類、契約書又は輸出入契約書をもとに通関を許可する。前記の輸入機械設備、生産用車両、原料、部品等は、当該企業の生産・自家用のためのものに限るものとし、国内で譲渡、販売してはならない。輸入した原料、部品等又は輸入原料・部品等で生産した製品を、特別の事情によって国内販売する場合は、第4条の規定に従って輸入手続きをとらなければならない。

第4条 外商投資企業が認可された取扱範囲内で、国内販売製品の生産及び国内営業のために輸入を必要とする機械設備、生産用車両、原材料、燃料、KD部品、予備品、素子、フィッティングのうち、輸入許可証管理商品については、確認済みの企業輸入計画をもとに、半年ごとに輸入許可証を申請する。輸入許可証管理商品以外の商品については、税関は企業設立の認可書類、契約書をもとに通関を許可する。

第5条 外商投資企業が輸入する、当該企業の自家用に供される合理的数量の生産外物品のうち、輸入許可証管理商品については、省級の対外経済貿易部門が輸入許可証を交付する。

第6条 外商投資企業が輸出する当該企業の製品のうち、輸出許可証による管理が実施されている商品（以下「輸出許可証管理商品」という）については、企業の年度輸出計画をもとに、半年ごとに輸出許可証を申請する。

第7条 外商投資企業が当該企業の取扱範囲内で、当該企業で生産した輸出許可証管理商品以外の商品を輸出するときは、税関は輸出契約書など関係の証明書類をもとに通関を許可する。

第8条 外商投資企業が外貨バランス問題を解決するため、認可を受けて、当該企業以外の製品を輸出するときは、輸出許可証管理商品については、認可書類をもとに輸出許可証を申請する。輸出許可証管理商品以外の商品については、税関は輸出契約書など関係の証明書類をもとに通関を許可する。

第9条 外商投資企業が輸出入許可証を申請するときは、対外経済貿易部が公表した品目ごとの交付取扱区分に従い、それぞれ関係の交付機関に申請をする。

第10条 本弁法は公布の日から施行する。

7. 外商投資の製品輸出企業及び先進技術企業の確認と審査に関する対 外経済貿易部の実施弁法

(1987年1月27日公布)

「國務院の外国投資者の投資奨励に関する規定」(以下「規定」という)に基づき、外商投資の製品輸出企業及び先進技術企業を確認し、審査するため、特に本弁法を制定する。

第1条 中国国内に法に基づいて認可、設立された中外合資経営企業、中外合作経営企業及び全額外資企業で、「規定」第2条に適合する製品輸出企業及び先進技術企業は、確認及び審査を経て証明を取得すれば、「規定」の関係優遇措置を受けることができる。

第2条 下記の3条件を同時に備える外資系企業はすべて、製品輸出企業と確認することができる。

- 1 外商投資企業が輸出製品を生産する企業であること
- 2 製品が主に輸出に回され(企業の直接輸出、貿易公司による委託輸出及びその他の方式の輸出を含む)、輸出製品の年度生産額が当年度の全製品の生産総額の50%以上であること
- 3 当年度の営業活動における外貨収支が均衡するかまたは余剰があること
(計算公式・年度末外貨収支残高=前年度繰越残高+当年度営業外貨収入-当年度営業外貨支出)

第3条 第2条の規定に適合する製品輸出企業は、当年度の輸出製品生産額が全製品の生産総額の70%以上に達した場合、年度審査に合格すれば、「規定」第8条に従って優遇措置を受けることができる。

第4条 下記の条件に適合する場合には、先進技術企業と確認することができる。

外商投資企業で採用された技術、生産技術及び主要装置が、国が公表した投資奨励項目に属し、先進性及び適用性を有し、国内で不足しているか、又は新製品を開発若しくは国内の同種製品の更新・世代交代を可能にするものであって、輸出を増やし又は輸入を代替することができる場合

第5条 1の企業が製品輸出企業及び先進技術企業の条件を同時に備えている場合には、何れか1つを選んで相応の優遇措置を受けることができる。

第6条 製品輸出企業及び先進技術企業の審査確認機関は、企業の所在省・自治区・直轄市若しくは計画単列都市の対外経済貿易部門又は経済特別区の人民政府(管理委員会)とする。ただし國務院の各部門、直屬機関が設立する製品輸出企業及び先進技術企業は、

対外経済貿易部が統一的に審査確認する。

第2, 3, 4条の規定に適合する外商投資企業は、それぞれ前記の審査確認機関に下記の書類を提出し、審査確認を申請することができる。

- 1 製品輸出企業申請書又は先進技術企業申請書
- 2 契約書の副本及び認可書類
- 3 事業の企業化調査(F S)報告書及び認可書類

第7条 各級の審査確認機関は第6条に掲げる書類を受理した後、30日以内に審査を完了し、確認又は否認をしなければならない。先進技術企業の審査確認は、関係主管部門と共同でしなければならない。

第8条 「製品輸出企業申請書」「先進技術企業申請書」及び確認証書の様式は、対外経済貿易部が統一的に定める。確認証書にはそれぞれ、前条の各級審査確認機関が署名・押印する。正本は申請企業に保管させ、副本は同級の関係部門に各々送付して保存する。各級の審査確認機関が発行した確認証書及び企業の申請書は対外経済貿易部、国家経済委員会に届け出なければならない。

第9条 外商投資企業は国の関係規定に従って、自主的に年度輸出計画を作成するとともに、定期的に輸出実績集計表を作成し、輸出企業審査の根拠として、原審査確認機関に報告しなければならない。

第10条 原審査確認機関は、製品輸出企業及び先進技術企業について、関係部門を組織して毎年審査をしなければならない。この作業では第2, 3, 4条に定める条件及び認可した契約に照らして、企業の輸出計画、年度輸出実績及び技術指標、製品の品質、国産化率などについて検査、審査する。

第11条 審査確認機関は毎年、審査に合格した製品輸出企業及び先進技術企業の名簿を作成して、関係部門に通知する。これらの企業は新年度も引き続き諸々の優遇措置を受けることができる。年度末審査で不合格となった企業は、当年度に製品輸出企業又は先進技術企業の優遇措置を受けて減免された税金、費用を納付しなければならない。

確認を受けた製品輸出企業及び先進技術企業が、生産・営業について、3年連続して審査に合格しなかった場合には、原審査確認機関は、関係主管部門と共同で製品輸出企業及び先進技術企業の確認証明の取り消しを検討しなければならない。

第12条 深 , 珠海, 汕頭, 厦門の各経済特別区内の外商投資企業の確認・審査規則は、経済特別区の人民政府(管理委員会)が本弁法に基づき、経済特別区の実情を考慮して

制定し、対外経済貿易部に届け出る。

第13条 本弁法公布の日から、外商投資の製品輸出企業及び先進技術企業の確認及び審査は、一律にこれによって実施する。

8. 国务院の「外商投資奨励に関する規定」中の租税優遇条項を実行するための財政部の実施弁法

(1987年1月30日公布)

国务院の「外商投資奨励に関する規定」(以下「規定」という)中の租税優遇の関係条項を実行するため、特に本実施弁法を制定する。

一 「規定」第7条の「製品輸出企業及び先進技術企業の外国投資者が企業から分配された利益を国外へ送金するときには、送金額の所得税を免除する」とは、外国投資者が中外合資経営の製品輸出企業及び先進技術企業から分配された1986年度以後の利益を国外へ送金するときには、送金額の100分の10にあたる所得税を免除すること、及び「規定」公布の日より前に送金された1986年度の間配当利益については、送金にあたって納付した送金額の所得税を還付しなければならないことをいう。外国合資者が1986年度より前に分配された利益を国外へ送金したときには、その送金額の所得税は従前の規定による。

二 「規定」第8条の「製品輸出企業は、国の規定による企業所得税減免期間の満了後、当年度の輸出製品生産額が製品生産額の100分の70以上に達した場合には、現行税率の半分の税率で企業所得税を納付することができる」は、現行の税法及び関係規定に従って企業所得税の減免期間がある製品輸出企業及び企業所得税の減免期間がない製品輸出企業に適用する。

1. 前記の製品輸出企業は、当年度の輸出製品生産額が企業製品生産額の100分の70以上に達した場合には、審査確認機関が交付した証明書類を提出し、地元の主管税務機関の審査確認を受けたあとでなければ、現行税率の半分の税率で企業所得税を納付するという優遇措置を受けることができない。
2. 1986年度に製品輸出企業と確認された企業は、1986年度の4半期ごとに予納した企業所得税について、年度所得税の精算を行う時に、過納額の還付を受けるか、又は不足額の納付をすることができる。
3. 前記製品輸出企業の所得税半減後の企業所得税税率が100分の10より低くなる

場合には、100分の10の税率で企業所得税を納付する。

三 「規定」第9条の「先進技術企業は、国の規定による企業所得税減免期間の満了後、企業所得税の半額納付を3年間延長することができる」は、現行の税法及び関係規定に従って企業所得税減免期間がある先進技術企業及び企業所得税期間がない先進技術企業に適用する。

1. 前記の先進技術企業は、現行の税法及び関係規定による企業所得税の減免期間が満了していない場合には、企業所得税減免期間の満了後、1年目から3年目まで企業所得税を半額納付することができる。現行の税法及び関係規定による企業所得税減免期間が満了している場合、又は企業所得税減免期間がない場合には、先進技術企業と確認された年度から3年目まで、企業所得税を半額納付することができる。1986年より後に新設された企業で、現行の税法及び関係規定による企業所得税減免期間がない場合には、利益があがりはじめた年度から数え、1年目から3年目まで企業所得税を半額納付することができる。

2. 前記の先進技術企業は、1986年度の4半期ごとに予納した企業所得税については、年度所得税の精算を行う時に、過納額の還付を受けるか、又は不足額を納付することができる。

3. 前記先進技術企業の所得税半減後の企業所得税税率が100分の10より低くなる場合には、100分の10の税率で企業所得税を納付する。

四 「規定」第10条の「外国投資者が企業から分配された利益を中国国内に再投資し、製品輸出企業又は先進技術企業を設立、拡張し、経営期間が5年以上の場合、税務機関の審査・認可を受ければ、再投資分の既納付企業所得税を全額還付される」とは、次のことをいう。外国投資者が企業から分配された利益を中国国内に再投資して、製品輸出企業及び先進技術企業を設立し、拡張する場合、その利益は1986年度以後に分配されたものでなければならない。外国投資者が1986年度より前の利益を再投資する場合には、従前の規定による。

五 1つの外商投資企業が同一年度内に、審査確認機関の認可を経て製品輸出企業及び先進技術企業となった場合、当該企業が「規定」第8、9条のいずれかの優遇措置を選択して受けることは認められるが、両条の優遇措置を同時に受けることはできない。先進技術企業は3年間の企業所得税半減期間が満了した後、「規定」第8条に適合する場合には、同条の優遇をうけることができる。

六 石油・貴金属資源の共同探査・開発をしている企業の租税には、「規定」の租税優遇条項を適用しない。

七 各地域、各部門が「規定」中の租税優遇政策を実行する場合は、すべてこの実施弁法に準拠する。

9. 中外合資経営企業の登録資本及び総投資額の比率に関する国家工商行政管理局の暫定規定

(1987年3月1日公布)

第1条 「中華人民共和国中外合資経営企業法」及び「中華人民共和国中外合資経営企業法実施条例」に基づき、中外合資経営企業の登録資本及び総投資額の比率を明確にするため、特に本規定を制定する。

第2条 中外合資経営企業の登録資本は生産・営業の規模、範囲に適したものでなければならない。合営の各当事者は、登録資本の比率に従って、利益の分配を受け並びに危険及び損失を負担する。

第3条 中外合資経営企業の登録資本及び総投資額の比率については、次の規定を遵守しなければならない。

- 1 中外合資経営企業の総投資額が300万ドル以下の場合、登録資本は総投資額の10分の7以上を占めなければならない。
- 2 中外合資経営企業の総投資額が300万ドル超1000万ドル以下の場合、登録資本は総投資額の2分の1以上を占めなければならない、このうち投資総額が420万ドル未満の場合、登録資本は210万ドルを下回ってはならない。
- 3 中外合資経営企業の総投資額が1000万ドル超3000万ドル以下の場合、その登録資本は総投資額の5分の2以上を占めなければならない、このうち総投資額が1250万ドル未満の場合、登録資本は500万ドルを下回ってはならない。
- 4 中外合資経営企業の総投資額が3000万ドルを超える場合は、その登録資本は総投資額の3分の1以上を占めなければならない、このうち総投資額が3600万ドル未満の場合、登録資本は1200万ドルを下回ってはならない。

第4条 中外合資経営企業が特別な事情で前記の規定を実施できない場合、対外経済貿易部と国家工商行政管理局が共同で承認する。

第5条 中外合資経営企業が投資額を増やす場合、追加登録資本及び増加投資額の比率は、

本規定によらなければならない。

第6条 中外合作経営企業、全額外資企業の登録資本及び総投資額の比率については、本規定を準用する。

第7条 香港、マカオ及び台湾の会社、企業及びその他の経済組織又は個人が投資して設立する企業の登録資本及び総投資額の比率についても、本規定を適用する。

第8条 本規定は公布の日から施行する。

10. 中国人民銀行の国内機構の外貨保証提供に関する暫定管理弁法

(1987年2月20日公布)

一 対外経済技術協力を促進し、金融活動の順調な展開を保証し、外貨保証の管理を強化するため、特に本弁法を制定する。

二 本弁法で外貨保証とは、保証人が自己保有の外貨資金で債権者に与え、債務者が契約の規定通り債務を返済しない場合に、保証人が返済の義務を履行することをいう。

三 外貨保証の管理機関は、国家外国為替管理局及びその分局(以下「外為管理部門」という)とする。

四 外貨保証を供与できる機関は次のものに限る。

1. 法定の外貨保証業務取扱金融機関

2. 外貨収入源がある非金融企業法人

金融機関の外貨保証総額と対外債務総額の累計は自己保有外貨資金の20倍を超えないものとする。

非金融機関の外貨保証総額は、自己保有外貨資金を超えてはならない。

五 外貨保証の範囲は次の通りとする。

1. 中国の法律に基づき登記された中国国内の企業のために保証をすることができる。

ただし、企業の登録資本について保証をしてはならない。

2. 国の外為管理部門の認可を得なければ、中国の在外企業のために外貨保証をしてはならない。

3. 外国機関又は外資企業が等価の外貨資産を担保とする場合を除き、外国機関又は外資企業のために外貨保証をしてはならない。

六 保証人は保証をする前に、次の手続をしなければならない。

1. 保証案件に対する実行可能性の分析・研究

2. 債務者の信用状態の把握

3. 必要な逆保証措置の確保

- 七 保証人は外貨保証をするとき、債権者、債務者とそれぞれ契約書を交わし、保証人、債権者、債務者のそれぞれの権利と義務を明確にするものとする。
- 八 必要なときは、債権者は保証人に財務報告及び外貨収支状況等の関係資料の提供を求める権利を有する。
- 九 保証人が保証をした後、債権者は保証の対象となった債務者との契約を変更する必要があるときは、保証人の同意を得なければならない。保証人の同意を得ないで、原契約を変更したときは、保証人の保証義務は自動的に解消される。
- 十 保証人が保証をした後、保証の対象となった契約の有効期間内に、債務者が規定通り契約の義務を履行しないときは、保証人は保証義務を履行しなければならない。保証人は保証義務を履行したあと、債務者に対し求償権を有する。
- 十一 保証人が保証をした後、保証契約の有効期間内に、債権者が契約通り義務を履行しない場合には、保証人の保証義務は自動的に解消される。保証人は債権者に相応の損害賠償を求める権利を有する。
- 十二 保証人は保証をした後、債務者の資金と財務状況を監視する権利を有する。具体的な監視方法は、保証人と債務者で協議して定めることができる。
- 十三 保証の実際の危険に応じ、保証人は債務者に相応の物的担保の提供を求め、かつ一定の保証料をとる権利を有する。
- 十四 保証をした国内機関は、10日以内に保証契約書等の関係資料を地元の外為管理部門に届け出なければならない。
- 十五 本弁法に違反した機関及び単位について、外為管理部門は情状に応じ、警告、罰金、外貨保証業務認可取り消しの処分をする。
- 十六 本弁法の解釈権は国家外国為替管理局に属する。
- 十七 本弁法は公布の日から施行する。

青島市人民政府の「国務院の外国投資者の投資奨励に関する規定」貫徹 に関する実施規定

(1986年10月16日公布)

わが市の投資環境を改善し、外国企業の投資をよりいっそう進め先進技術を導入し、国民経済を発展させるため、「国務院外国企業投資奨励に関する規定」に基づき、わが市の実情に照らし合わせ、以下実施規定を制定する。

1. 外国の会社、企業その他経済組織あるいは、個人（以下外国投資者とする）が、わが市（所轄各県）において、中外合併企業、中外合作企業と、100%外資企業（以下外国投資企業とする）を興すことを奨励する。製品輸出企業（輸出向製品、年度外貨収支バランスに余剰のある生産型企業を指す）と先進技術企業（外国企業が先進技術を提供し、新製品開発に従事し、製品のグレードアップ、輸出による外貨創出、あるいは輸入代替の生産型企業を指す）に対しては、特別優遇を与える。

製品輸出企業と先進技術企業は、青島市対外経済貿易委員会と関連部門により、企業契約に基づき、確認され証明の提出がなされる。外国投資者で青島経済技術開発区に投資する者は、更に優遇を与える。

具体的方法は別途定める。

2. 外国投資企業の費用軽減

- (1) 製品輸出企業と先進技術企業の労賃を低減する。そのうち、中国側職員の給与水準は、国家関連規定に照合させ確定する。職員の労働保険基金は、国家规定により、企業所在地の労働保険部門に納め管理する。職員の医療費、福利費と住宅補助は国家规定の比例により職員の医療、福利、及び住宅解決のための支払い用として、保留する。職員に対するその他の補助は国に納税しなくてよい。

- (2) 製品輸出企業と先進技術企業の用地使用費の軽減。用地使用費は、標準的に徴収する。市中心繁華街を除く、旧市内は毎年1平方メートル当り12～15元、新計画区は10～12

元、市所属の各県政府所在地は8～10元、市所属の6県各郷鎮は5～6元である。一次的に支払う用地開発費と企業が自発的に開発した土地の土地使用費は、毎年1平方メートル当たり1.2元の標準とする。

1990年以前にわが市に投資、企業を興す者に対しては1990年以前の土地使用費の8掛けで土地使用費の計算徴収を行なう。

(3) 外国籍職員の生活費軽減。

わが市外国投資企業に所属の外国籍職員は企業の工作証と関連部門発行の証書により、国内職員標準に照らしあわせ、わが市の範囲内で人民元を用い、食、住、市内交通、郵便電話費の支払いができる税収上優遇を与える。

3. 税収上優遇を与える。

(1) 製品輸出企業は、国家規定に照らしあわせ、企業所得税減免期間満了後、企業の年間輸出製品生産量が当該年度の企業製品生産量の70%以上に達した場合、現行税率により、企業所得税の半額を納税をする。

先進技術企業は、国家規定により、企業所得税減免期間満了後、企業所得税半額納税期間を3年延長する事ができる。

製品輸出企業と先進技術企業は、地方所得税を10年減免する。

(2) 全市(所辖6県を含む)の製品輸出企業と先進技術企業の外国投資者が企業より得た利潤を、国外送金する際、送金額の所得税を一律免除する。

(3) 外国投資者が企業より得た利潤を、中国国内で再投資し、経営期間5年以上の製品輸出企業、先進技術企業を興したり、拡張する場合、青島市税務局の審査、認可を得たうえで、再投資部分のすでに納税を行った企業所得税と地方所得税のすべてを返還する。

(4) 外国投資企業の輸出商品に対しては、国家が別途定める製品を除き、一律工商統一税を免除する。

(5) 製品輸出企業の年度輸出実績が、企業契約規定の外貨バランス余剰目標を実現できない場合、翌年度内に前年度すでに減免の税、費用を補足納税しなければならない。

(6) わが市に源を発するユーザーよりの株式利息、利息、貸借料、特許権使用費及びその他の所得に対して、一律10%の所得税の減税を行なう。そのうち、ユーザーに資金、設備の優遇提供、先進技術の提供(技術移転)を行なった場合、10%税率の基礎の上、所得税を半額ないしは免税の優遇を与えることができる。

4. 製品輸出企業と先進技術企業に対して、固定資産残額減価償却法を執行する。残額減価償

却の償却率は、建築物は15%、機器設備は20%、交通手段、電子計測器は30~40%とする。固定資産減価償却余額が原値の10%に達した段階で、固定資産減価償却費引きだしを停止し、該項固定資産規定使用年限終了まで保持する。固定資産使用年限は、わが国の外国投資企業に対する規定に照し合せ、執行される。固定資産使用年限は、税の減免開始年度よりとし、国家規定の減価償却計算方法に照し合せ審査決定する。

5. 外国投資企業の自主権を保障し、企業が国際的に先進的な科学方法により、企業の管理を行なうのを支持する。

(1) 企業は、認可された契約範囲内において自ら、企業発展計画と生産経営計画の制定を行なう権利を有する。

(2) 企業は、直接国内外の金融機構より資金調達する権利を有し、又自主的に資金を運用する権利を有する。

(3) 企業は、生産に必要な資材の購入、契約規定の比例に応じた本企業製品の販売自主権を有し、国家統一管理で固定価格の製品を除き、自ら価格の設定を行なう自主権を有する。

(4) 企業は、職員の招聘、雇用の自主権を有する。高級経営管理人員の招聘と、解雇の権利を有する。生産経営の需要にもとづき、自ら機構設置と人員編成の確定、職員の増加、解雇を行なうことができる。わが市の待業(失業)人員、国営企業、集団所有制企業に働く職員の中より、職員エンジニア、その他業務人員、管理人員の招聘と招集を行なうことができる。採用を受けた人員の所在機関は支持をし、転職を許可しなければならない。但し、外国投資企業が職員を招聘、招集の場合は必ず市労働人事部門に申請しなければならない。

(5) 企業は、企業の経済収益の状況に基づき、給与水準の確定、給与形態とボーナス、補助金の確定を行なう。

(6) 企業は、企業規則制度に違反、悪影響をもたらす職員に対し、情状の軽重に基づき、処分、解雇に至るまでの権利を有する。

(7) 外国投資企業の施工、建設と設備の据え付けは、国内外で入札することができる。

(8) 外国投資企業は、国家規定に抵触する不当な取り立て、割り当ての排斥をする権利を有し、かつ市経済委員会、国家経済委員会に直訴する権利を有する。

6. 事務手続を簡素化し、事務効率を向上させる。

(1) 青島市人民政府は、渉外経済主管部門により、連合事務制度を設け、定期的に一定の場所で集中して外国投資企業の各項手続を行ない適時、外国企業が直面する各種問題の処理を行なう。

本市の審査認可権限範囲内のアイテムは、市対外経済貿易委員会がアイテムの建議書を受領した日より30日以内に回答する。F S 報告、企業契約、規定に関しては、市対外経済貿易委員会は、受領後30日以内に認可の可否を決定する。市工商行政管理局は企業認可書、登記申請受領後、証書が完備していて、登記条件に合致しているものに対しては、10日以内に企業登記手続き、管業許可証を発布する。

(2) 外国投資企業が輸出契約履行に必要な(国家輸入規制のものも含む)機械設備、生産用の車輛、原材料、燃料、部品、組立部品、セット部品は報告、申請、審査、認可の必要はなく、輸入許可証が免除され、税関により監督管理され、企業契約ないしは輸入契約により検査通関となる。但し、国内市場への転売は厳禁する。もし輸入後国内販売品として用いる場合は、規定に照らしあわせ、輸入手続きを行なわなければならない、規則どおり追徴税の支払いを行う。

7. 外国投資企業にサービスの提供を行なう。

(1) 製品輸出企業と先進技術企業が生産経営に必要な水、電気、運輸条件、通信施設に対して、優先的に保証を与える。料金の徴収は本市国営企業と同様とする。

(2) 製品輸出企業と先進技術企業が生産経営に必要な物資は、市物資供給部門により、合理的価格で提供ないしは、供給ルートがはかられる。外国投資企業は、自ら輸入を組織することもできる。

(3) 製品輸出企業と先進技術企業に対しては、契約規定されている資本投下後、中国銀行青島分行は、生産と流通過程において必要な短期運転資金及びその他必要な資金に関し、優先的に審議貸付けを行なう。

(4) 外国投資企業が生産の製品は、自ら輸出をすることができ、又外貿部門に依頼し代理輸出をすることもできる。国家が輸出許可証申請を必要と規定している製品に属するものは、企業の年度輸出計画に照し合せ、半年ごとに許可証の申請を行なう。

(5) 青島市建築安裝総公司是、外国投資企業の建築施工と設備据え付けのサービスを行なう。料金の徴収は、国内同業者の徴収基準で徴収される。

(6) 外国投資企業が輸出し、得た外貨の余剰は、市外貨管理部門の監督管理下、相互に調整使用することができる。中国銀行青島分行は、外国投資企業に対し、現金担保業務を開設し、人民元の資金貸しを行なう。

8. 外国投資企業は、国家経済委員会公布の輸入管理品目目録内の製品を注文する際は、市外貨管理部門の批准、外貨受け取りの許可を経なければならない。

9. 外国投資企業は、中国の法律の管轄と保護を受ける。合作双方は契約を履行する。契約において、紛糾、争議が発生した場合、わが市涉外経済仲裁機構あるいは中国国際貿易促進委員会對外經濟貿易仲裁委員会により調停、仲裁が行なわれる。双方協議のうえその他の仲裁機構において仲裁を行なうことも可能である。
10. 本規定は、製品輸出企業と先進技術企業の条項にのみ適用されることが明記されているもの以外、その他の条項は、すべての外国投資企業に適用される。本規定公布前に批准を受け設立された外国投資企業も含まれる。

本規定は、香港、マカオ、台湾の会社、企業やその他経済組織や個人がわが市に投資設立する企業にも適用される。

本規定は、公布の日をもって施行とする。

(1) 合弁関連法規リスト

経営形態	中国国内組織の有無	主要関係法規
独資経営	単独計算単位 すなわち法人有	外資企業法 (86年4月) 外国企業所得税法 (81年12月)、同施行細則 (82年2月)、外国投資者が中国から得た利子に関する所得税暫定規定 (83年1月)
合資経営	法人有	中外合資経営企業法 (79年7月)、同实施条例 (83年9月)、中外合資経営企業所得税法 (80年9月、一部改正、83年9月)、同細則 (80年12月)、 中外合資経営企業登記管理弁法 (80年7月) 中外合資経営企業労働管理規定 (80年7月) 中外合資経営企業建設用地暫定規定 (80年7月) 中国銀行の中外合資経営企業融資取扱暫定弁法 (81年3月) 中外合資経営企業登記料基準暫定規定 (82年3月) 中外合資経営企業会計制度 (85年3月)、同期定科目及び財務諸表 (85年4月) 港灣埠頭合弁建設の優遇に関する暫定規定 (85年9月) 中外合資経営企業の外貨収支バランス問題に関する規定 (86年2月) 中外合弁企業の登録資本と総投資額の比率に関する国家工商行政管理局の暫定規定 (87年3月) 中国で働く外国人の賃金・給与所得に対する個人所得税の軽減に関する暫定規定 (86年8月) 外国投資企業の人事自主権と賃金保険福利費用に関する規定 (86年11月) 建設項目の中外共同設計暫定規定 (86年6月) 中国銀行の外国投資企業融資規則 (87年4月) 国内機関による外貨保証暫定管理規則 (87年2月) 財政部税務総局の外国投資企業所得税算定徴収における若干のコスト。費用算入問題に関する通達 (86年12月) 財政部税務総局の外国投資企業に対して所得税を徴収する上での若干の政策。業務問題に関する通達 (87年2月) 國務院の「外国投資奨励規定」中の租税優遇条項を実行するための財政部の実施規則 (87年1月) 外国投資企業が製品輸出契約を履行するために輸入する材料部品に対する中華人民共和國税関の管理規定 (86年11月) 外国投資奨励に関する規定 (86年10月) 外国投資企業が国内産品を購入・輸出して外貨収支均衡を解決することに関する対外経済貿易部の規則 (87年1月) 外国投資企業の輸出入許可証申請に関する対外経済貿易部の実施規則 (87年1月) 外国投資の製品輸出企業および先進技術企業の確認と審査に関する対外経済貿易部の実施規則 (87年1月) 合作経営企業法 (草案審議中)
	法人無	外国企業所得税法、同施行細則、外国投資者が中国から得た利子に関する所得税暫定規定 (83年1月)
合作開発	法人無	海洋石油資源開発対外合作開発条令 (82年1月) 外国企業所得税法、同施行細則、同暫定規定
補償貿易	なし	委託加工・中小型補償貿易推進弁法 (79年9月)
その他関係法規	対外経済関係	国際貿易促進委員会対外貿易仲裁委員会仲裁方法に関する暫定規則 (56年3月) 外国為替管理暫定条例 (80年12月)

経営形態	中国国内組織の有無	主要関係法規
		外国為替管理違反処罰施行細則（85年4月） 中国駐在外国機関およびその要員に対する外国為替管理施行細則（83年2月） 華僑資本企業、外国企業、中外合資経営企業に対する外国為替管理細則（83年2月） 外国企業常駐代表機構管理に関する暫定規定（80年10月） 外国企業常駐代表機構の登記管理に関する弁法（83年3月） 華僑・外国金融機関の常駐代表機構設置管理弁法（83年2月） 対外貿易管理法（起草中） 涉外経済契約法（85年3月）
	事業運営関係	工商統一条例（草案）（58年9月）、同施行細則（草案）（58年9月） 工商税暫定条例（50年12月） 都市土地家屋資産税暫定条例（51年8月） 車船使用免許証税（51年9月） 個人所得税法（80年9月）、同施行細則（80年12月） 経済契約法（81年12月） 経済契約仲裁条例（83年8月） 国营企業暫定条例（83年4月） 国营企業職工代表大会暫定条例（81年6月） 労働組合法（50年6月） 国家建設徵用土地条例（82年5月） 物冊管理暫定条例（82年7月） 広告管理暫定条例（82年7月） 環境保護法（試行）（79年9月） 海洋環境保護法（82年8月） 専有権使用料の所得税減免に関する暫定規定（82年12月） 商標法（82年8月）、同実施細則（83年3月） 統計法（83年12月） 特許法（84年3月、85年4月施行）、同実施細則（85年4月） 日中租税協定（84年6月） 工業所有権の保護に関するパリ条約加入（85年3月） 輸出入関税条例（85年3月） 技術移転に関する暫定規定（85年1月） 技術導入契約管理条例（85年5月） 車輛購入附加税（85年5月） 技術導入契約認可規則（85年10月） 民法総則（86年4月） 中華人民共和国税関法行政処罰実施細則（87年6月） 中華人民共和国技術契約法（87年6月）

(2) 経済特区及び経済開発区その他の地方の関連法規リスト

経済特区及び沿海14港湾都市		経済特区及び沿海14港湾都市の企業所得税と工商統一税の減免に関する暫定規定 (84年11月) 経済特別区外資銀行合弁銀行管理条例 (85年4月)
広 東 省	全 特 区	広東省経済特区条例 (80年8月) 広東省経済特区出入国者管理暫定規定 (81年11月) 広東省経済特区企業登記管理暫定規定 (81年11月) 広東省経済特区労務賃金管理暫定規定 (81年11月) 広東省経済特区企業登記暫定規定実施細則 (81年11月) 広東省経済特区企業工会規定 (85年5月)
	深 圳	深圳経済特区土地管理暫定規定 (81年11月) 同涉外商品・家屋不動産管理暫定規定 (83年11月) 同技術導入暫定規定 (84年1月) 同外資銀行管理暫定規定 (85年4月) 同涉外経済契約規定 (84年1月) 同土地使用についての調整および優遇減免弁法 (85年1月) 中国国際貿易促進委員会対外経済貿易仲裁委員会深圳経済特区分会試行規則 同抵押 (抵当) 貸付暫定弁法 (86年2月) 同労働契約制実施暫定弁法
	広 州 市	広州経済技術開発区暫定条例 (85年4月9日) 広州経済技術開発技術導入暫定規定 (") 広州経済技術開発区国内連合 (事) 業若干の問題についての暫定規定 (85年4月9日) 広州経済技術開発区企業登記管理試行規則 (85年4月9日) 広州経済技術開発区土地管理試行規則 (85年4月9日) 広州経済技術開発区工商徴税実施 (試行) 規則 (85年4月9日) 広州経済技術開発区企業労働賃金管理試行規則 (")
福 建 省	全 省	国務院の「外国投資家の投資奨励に関する規定」を徹底することについての福建省人民政府の補足規定 (86年10月)
	厦 門	厦門経済特別区企業登記管理規定 (85年3月) 厦門経済特別区土地使用管理規定 (") 厦門経済特別区労働管理規定 (") 厦門経済特別区技術導入規定 (") 厦門経済特別区と内地の経済連合についての規定 (85年3月)
遼 寧 省 (大 連 市)		大連経済技術開発区における優遇措置に関する若干の規定 (84年10月15日) 大連経済技術開発区涉外経済契約管理弁法 (84年10月15日) 大連経済技術開発区企業登記管理弁法 (") 大連経済技術企業労働賃金管理弁法 (") 大連経済技術開発区土地使用管理弁法 (") 外国投資家の投資奨励に関する遼寧省人民政府の規定 (86年10月) 大連市が対外開放における新たな優遇政策を実行することについての発言 (86年8月) 大連経済技術開発区外国投資家投資企業登記管理弁法 (87年7月) 大連経済技術開発区外国投資家投資企業労働管理弁法 (87年7月) 大連経済技術開発区条例 (87年7月)
	(瀋 陽 市)	外国からの投資奨励に関する瀋陽市人民政府規則 (87年2月)
黒 竜 江 省		外資による企業設立に対する優遇措置規定 (85年1月) 黒竜江省人民政府の外国投資奨励に関する具体的規定 (86年12月)
北 京 市		「国務院の外国投資家の投資奨励に関する規定」実施に関する北京市人民政府の若干の規定

	(86年10月)
天津市	天津經濟技術開發區管理條例 (85年7月) 天津經濟技術開發區企業登記管理規定 (85年7月) 天津經濟技術開發區土地管理規定 (") 天津經濟技術開發區勞働管理規定 (") 天津經濟技術開發區の投資優遇措置 (86年11月) 天津經濟技術開發區投資優遇措置 (87年4月 雜誌掲載)
上海市	上海中外合資經營企業和接受外商投資開設自營企業的洽談工作和□批程序規定 (試行) (84年7月) 同上實施辦法 (84年9月) (附件一) 中外合資經營企業項目建議書-內容要求 (附件二) 中外合資經營企業可行性研究報告內容要求 中外合資經營企業物資供銷和物備管理規定 (試行) (84年12月) 中外合資經營企業勞働管理實施辦法 (試行) (84年11月) 利用外資進出口商品檢驗實施辦法 (試行) (85年1月) 上海市における外國の設計・施工会社の工事請負の管理に関する規定 (86年1月) 上海市の外國企業の投資奨励に関する若干の規定 (86年10月) 上海市関行・虹橋經濟技術開發區外國投資優遇規定 (87年3月) 上海市合弁企業、合作企業、外資企業の申請、認可規定 (86年7月)
山東省	經濟技術開發區土地管理暫行規定 經濟技術開發區企業登記管理暫行規定 經濟技術開發區勞働管理暫行規定 山東省の外國企業の投資に対する優遇措置 (86年10月) 青島市人民政府の「國務院外國企業投資奨励に関する規定」貫徹に関する實施規定 (86年10月) 煙台市の外國投資奨励の優遇策 (86年11月)
江蘇省	江蘇省の外資優遇規定 (86年11月) 江蘇省外國投資企業土地使用管理規則 (87年2月) 江蘇省外國投資企業勞働管理規則 (87年2月) 南通市の經濟技術開發區外資優遇規定 (86年11月)
浙江省 (寧波市)	經濟技術開發區暫行條例 (85年6月) 中外合資經營企業土地使用管理實施辦法 (85年6月) 中外合資經營企業土地使用費標準規定 (85年6月) 中外合資經營企業勞働管理實施辦法 (85年6月)
(全省)	浙江省外國企業投資奨励に関する若干の規定 (86年10月)
山西省	外資引進技術優恵規定 (85年) 山西省外國投資家投資奨励實施辦法 (87年6月)
湖南省	湖南省の外國企業の投資を奨励するいくつかの優遇政策 (86年10月)
貴州省	貴州省人民政府の「國務院の外國投資奨励に関する規定」貫徹に関する具体的方法 (86年10月)
四川省(全省)	四川省外國企業投資奨励の若干の規定 (86年12月)
(重慶市)	重慶市人民政府の外國企業投資奨励に関する若干の規定 (86年12月)
寧夏回族自治区	寧夏回族自治区の投資に対する優遇措置 (86年8月)
雲南省	雲南省外國企業投資奨励に関する若干の規定 (86年12月)
安徽省	安徽省人民政府の外國企業投資奨励に関する若干の規定 (86年11月)
香港地域	外國投資家投資奨励優遇政策の執行に関する九龍税関の具体的弁法および措置 (87年3月11日)

JICA